

国自安第 179 号の 2
国自旅第 429 号の 2
国自整第 280 号の 2
令和 6 年 3 月 2 9 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅客課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

なお、本年 4 月 1 日から適用される「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。いわゆる「改善基準告示」。）の新基準を踏まえ、引き続き乗務時間を正確に把握し、運転者の適切な労務管理や健康管理が行われるよう、貴会傘下会員に対し、併せて周知方お願いいたします。

別添

国自安第 179 号
国自旅第 429 号
国自整第 280 号
令和 6 年 3 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

物流・自動車局 安全政策課長
旅客課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「旅客自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するとともに、付属様式を改正するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれたい。